

京都府理学療法士会 士会承認研修会 規定

- 1) 日本理学療法士協会のマニュアルを参照し、開催 1 か月前までにマイページから申請すること。
- 2) 申請者は登録理学療法士であること。
- 3) 講師が 1 名以上いること。
- 4) 講師が理学療法士の場合、登録理学療法士であること*1。
- 5) 講義時間は 60 分以上とすること（上限は定めない）。
（講義時間とは休憩を含まない実質の研修時間を指す。）
- 6) 学術大会ではないこと、学会主催もしくは共催ではないこと。
- 7) 参加者は京都府理学療法士会会員に限定すること。
- 8) 参加者の入退室管理が行えること。
- 9) 質疑応答等を設け、講師と参加者の双方向の疎通を可能とすること（当日に限らない）。
- 10) 企画内容に即したカリキュラムコードを 1 つ設定すること。
- 11) Web システム等を利用したオンライン開催も可能とする。
- 12) 営利を目的とした研修会等ではないこと。
- 13) 申請時に参加費および講師謝金の有無を記載する。参加費および講師謝金を設定する場合は資料①のとおりとすること*2。
- 14) 研修会終了後、原則 1 週間以内に京都府理学療法士会担当者に開催報告書（資料②）を e-mail で提出すること*3。

*1 申請時に、「講義情報」の「講義内容」に講師氏名と日本理学療法士協会会員番号を記載すること。

*2 参加費、講師謝金の有無、およびその金額については、申請時に「セミナー情報」の「セミナー概要」に記載すること。

*3 開催報告書の提出先：
建内宏重（京都府理学療法士会学術局長）
E-mail: tateuchi.hiroshige.8x@kyoto-u.ac.jp

附則

- 1) 本規定は、令和 5 年 4 月 5 日から施行する。